

雇用政策研究会開催要領

1. 目的

様々な経済構造の変化等の下で生じている雇用問題に関して、効果的な雇用政策の実施に資するよう、学識経験者を参集し、現状の分析を行うとともに、雇用政策のあり方を検討する。

2. 研究課題

- (1) 経済構造及び労働力需要・供給構造の変化に関する分析と展望
- (2) 雇用に関する問題の分析と今後の雇用政策の方向

3. 構成

- (1) 研究会は厚生労働省職業安定局長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 研究会の委員は15名程度とする。
- (3) 研究会に座長を置き、座長は研究会の運営に関する事務を掌理する。

4. 運営

- (1) 研究会は必要に応じて、開催することとする。
- (2) 研究会は研究課題によって分科会を設置することができる。
- (3) 研究会の議事については、別に研究会において申し合わせた場合を除き、公開とする。

5. その他

- (1) 研究会の庶務は厚生労働省職業安定局雇用政策課が行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は職業安定局長が定める。